生徒指導規程

呉市立昭和中学校

第１章　総則

（目的）

第１条

・この規程は，本校の教育目標を達成するため，生徒が自主的・自立的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第２章　学校生活に関すること

（登下校について）

第２条

・登校は，８時２５分のチャイムが鳴り終わるまでに教室に入って着席していること。
（８：２５～８：３５は朝読書の時間とする）

・下校時間は，部活終了後１５分以内とする。
１７時４５分部活終了，１８時００分完全下校（３月～１０月）
１７時００分部活終了，１７時１５分完全下校（１１月～２月）

（朝の会・朝読書について）

第３条

・朝読書を８時２５分から行う。

・朝の会は８時３５分から行う。

（朝会について）

第４条

・月曜日の８時２５分から行う。

・試験発表期間中は行わない。

（出欠について）

第５条

・欠席または遅刻する場合は，８時１５分までに保護者が学校に連絡すること。

（授業について）

第６条

・授業時のチャイムが鳴り終わるまでに，着席をしておく。（着ベルの徹底）

・定期試験や実力試験などに関わって，不正行為が発覚した場合は，その教科の試験や調査は無効とし，保護者連絡を行う。

（貴重品の管理・教室施錠について）

第７条

・教室を移動する場合は，担当者が責任を持って施錠を行う。
・学校に不要なお金や貴重品等は持ってこないこと。やむを得ず貴重品を持ってきた場合は，担任に預ける。
・体育授業時の更衣室の施錠は，保健体育委員が必ず行う。

（昼休憩について）

第８条

・昼休憩は，１２時５５分～１３時１５分（予鈴）とする。
・自分の教室で昼食をとる。また，昼食後，１２時５５分のチャイムまでは教室から出ない。

（掃除について）

第９条

・掃除時間は，更衣終了後に移動し，１０分間しっかり掃除をする。

（部活動について）

第 10 条

・部活動の活動時間は，決められた時間内で行う。
・部活動時の服装は，体操服もしくは，部活動で決められた服装とする。
・活動する場所については，片付けや整理整頓を行い，確実に施錠を行う。
・部室での飲食は，禁止とする。また，必要な道具を持ち出した後は，鍵を閉め，鍵を職員室に返却する。
・朝練習については，片づけを含めて７：３０～８：００までとし，鍵を職員朝会８：１５までに返却する。

（保健室の利用について）

第 11 条

・学級担任，教科担任の許可のもと，保健室を利用する。
・保健室で診てもらった生徒は養護教諭に学級連絡票をもらい，学級担任または教科担任に渡す。
・原則，保健室の利用は，１日１時間以内とする。１時間以上若しくは１日２回以上利用しなければならないときは，保護者と連絡をとり帰宅させる。

（器物破損について）

第 12 条

・原則として破損者が弁償する。（破損が生じた状況は考慮する。）

（授業道具について）

第 13 条

・授業道具は，原則持って帰る。

（ただし，学校に置いて良い物については，学級掲示などで知らせる。）

・学校の授業に必要のないものは持ってこない。発見したときは学校で預かり，保護者に直接返却する。

・忘れ物については，取りに帰らない。（校内での移動教室もこれに同じ。）

ただし，教科担任の許可があればその限りではない。

（職員室の利用について）

第 14 条

・職員室への入室は，原則，入口の青い線までとする。

（頭髪について）

第 15 条

・特異な髪型（モヒカン・パンク・パーマ・アイロン・そり込み・ツーブロック等）や染色や脱色を禁止する。

※違反があった場合，特別な指導を行う。

・整髪料（ワックス）等はつけない。

・前髪は，眉毛にかからない長さ。前髪をピンでとめることは，安全面からつけないほうが望ましい。つける場合は，黒色とする。

・男子は，耳が隠れない長さとする。

・髪が肩にかかる場合は，耳の高さより下で一つか二つに結ぶ。（黒・茶・紺のゴム）

女子　　男子

※学習活動や運動等の教育活動に妨げにならないような髪型とする。

（化粧・装飾・装身具）

第 16 条

次のことを禁止します。

・口紅（色つきリップクリームを含む）マスカラ，アイプチ，アイライン等の化粧類。

・マニキュア等の爪や皮膚への装飾。

・ピアス，指輪，ネックレス，ブレスレット，サングラス，カラーコンタクトなどの装身具。

・眉毛の剃り落とし，睫毛の加工。

※違反があった場合，直せるものについては，その場で直すか，保護者連携を行い，特別な指導を行う。

（服装について）

第 17 条

校内外の学習活動及び登下校の際は，学校が定める制服を正しく着用すること。ただし，休業日の部活動については，部活動で決められた服装でよい。

男女（冬服）

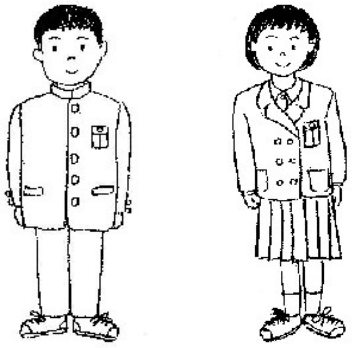

・男子上着…標準マーク入り襟（約４cm）
・カラー（白色，最初から付いているものでも良い）
・ボタン（５個），裏ボタン（黒色）袖ボタン（２個）
※ボタンは桜か校章でそろえる
・ズボン…裾はシングルかダブル，ワンタックまで良い
・ベルト…黒色か紺色で，幅が 2,5cm 以上のもので太すぎないもの。
・女子上着～ダブル６個ボタン
・女子のカッターシャツの第一ボタンは留める。
・女子のスカート～長さは，立った時に膝がかくれる長さ。

※男女ともに学生服の下は，ベストまたは，Ｖネックセーターを着用してもよい。カーディガンは不可。（色は紺色のみ）

男女（夏服）

・シャツ…半袖，開襟

【その他の規定について】

・通学靴は，白色とし，体育の授業に適したものとする。（ハイカットシューズは不可）
・名札は，字は黒色で姓のみ大きく書き，四辺を縫いつける。
・上着の下は，必ず指定のカッターシャツを着用する。カッターシャツの下には，透けて見えない色の肌着を必ず着る。
・靴下については，白色のみ。ただし，ワンポイントは可。くるぶしが見えるソックスは禁止。
・制服の移行期間は，５月下旬～６月初旬と９月下旬～１０月初旬とし，この期間の上着については，夏季でも冬季でも良いことにする。（女子はベスト可）ただし，気温状況によって設定時期も変わることもある。
・女子のタイツの着用については，１２月～３月までとし，８０デニール以上の無地の黒タイツのみのとし，股引やスパッツ等の着用は認めない。また，儀式や体育の授業時の着用は認めない。
・通学バッグについては，メインバッグ（３WAY）と補助バッグ（手さげ）のみとする。バッジ・キーホルダー類は一切つけない。

（携帯電話に関すること）
第 18 条
・携帯電話の持ち込みは，次の場合を除いては，すべて禁止とする。
・事前に保護者から学校長に許可申請が提出され，許可された者。ただし，登校後，担任または職員室，教職員等に預ける。違反があった場合，次の指導を行う。
初めて違反した生徒については，指導後，保護者と連絡をとり，保護者へ直接返す。
また，連続して違反した生徒については，保護者を学校へ召喚し，今後の対応について確認する。
・家庭および学校外での携帯電話やスマートフォン，その他の通信機器やパソコンの使用に関しては，保護者の責任で，必ず家庭内におけるルールをつくり，フィルタリングをし，各家庭で利用状況を把握すること。
・SNS の書き込みや画像や動画の公開・送信等の不適切な使用方法を禁止する。
また，犯罪行為・人権侵害（いじめ，誹謗中傷も含む）にかかわるものについては，関係諸機関（警察や子ども家庭センターなど）と連携し適切に指導する。

（その他）
第 19 条
・生徒同士の金銭，物品の貸し借りはしない。
・登校後，下校するまでは校外に出ることはできない。

第３章　校外での生活に関すること
（校外生活について）
第 20 条
・法律で禁止されていること，自己や他人を傷つけるような行為（飲酒・喫煙・薬物乱用・不法侵入・窃盗・万引・無免許運転・夜間徘徊・火遊び・暴力行為など）は絶対にしない。
・危険な遊び（花火，刃物やエアガン，道路上での遊びなど）や，迷惑になる遊び（ボール遊びが禁止されている公園でボールを使うなど）は絶対にしない。
・プール・海水浴場以外では泳がない。普段，遊泳許可がない場所の川，溜め池，水源池などに近づかない。
・生徒だけでのパーティーや野外活動（海水浴・キャンプ・サイクリング・旅行など）は禁止とする。
・生徒だけでの繁華街やゲームコーナー・カラオケボックス・ネットカフェなどへ出入りしないこと。
・交通安全については，自転車の乗り方や道路交通法をしっかり守ること。
・近隣の小学校を含む公共施設は，許可なく使用することは禁止する。
・生徒だけでの外泊や夜間徘徊を禁止する。

第４章　特別な指導に関すること

（問題行動への特別な指導）

第 21 条

以下の問題行動を起こした生徒について教育上必要と認められる場合は，保護者と連携を図り，特別な指導を行う。また，ケースにより，法令遵守・再発防止のため，校内での指導に留めず，関係諸機関（警察や子ども家庭センターなど）と連携し適切に指導する。

（１） 法令，法規に違反する行為

① 暴力・威圧・強要行為（対教師・生徒間・対人を含む）
② 窃盗・万引き・占有離脱物横領
③ 飲酒・喫煙および準備行為（購入・所持・行為・同席）
④ 交通違反（無免許運転や同乗など）
⑤ 性に関するもの
⑥ 薬物乱用
⑦ 刃物などの所持
⑧ その他法令・法規に違反する行為

「社会で許されないことは，学校においても許されない。」との認識に基づき，生徒が校内および校外で問題行動を起こした場合には反省させ，よりよい学校生活を送るための指導とする。

（２） 本校の規則に違反する行為

① いじめ
② 登校後の無断外出・早退（エスケープ）
③ 教員の指導に従わない（服装違反・暴言・授業妨害・無断立ち歩き・不要物の持ち込みなど）
④ 携帯電話（許可申請済みは除く）の持ち込み
⑤ 公共建造物・備品等の器物破損
⑥ 試験中における不正行為（カンニング行為）
⑦ 金品強要や個人間物品売買
⑧ 家出および深夜徘徊
⑨ 無断アルバイト
⑩ 暴走族等，関係団体への加入および参加
⑪ 不健全娯楽や不純異性交遊
⑫ 携帯電話やパソコン等を介した誹謗中傷の書き込み

（３） その他，学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

（具体的な指導方法について）

第 22 条

次の２つについては，次のように指導する。

（１）服装・身だしなみ（ピアス，ネックレスなど）について

①その場で，服装を直させたり，（色シャツを着ている場合は，脱がす指導を行う。）また，装飾品を外すよう口頭で指導を行う。

②その場で直せない場合は，自宅に戻って直して来る指導を行う。

③①②の指導に従わない場合は，「特別な指導」の指導２を適用し，別室指導または，保護者に来校を求め，共に指導する。

（２）不要物の持ち込みについて

①その場で不要物を素直に出させる指導を口頭で行う。

②①の指導に従わない場合は，「特別な指導」の指導２を適用し，別室指導または，保護者に来校を求め，共に指導する。

（反省指導について）

第 23 条

特別な指導の反省指導は次のとおりとする。

（１） 説諭による指導

（２） 学校反省指導（授業反省指導・別室反省指導は１日～１０日以内）

（３） 特別な指導における別室指導は，教育相談室（生徒相談室）で行う。

（特別な指導の指導内容の適用と期間について）

第 24 条

指導にあたっては，発達段階や常習性を配慮する。本校の定める指導段階は次の通りとする。

<table>
<tr><th>指導段階</th><th>指導内容</th><th>期　間</th></tr>
<tr><td rowspan="3">指導１</td><td>・事実確認
・反省文の作成（今後の生活について）
・本人への説諭による指導
・授業反省指導
（指導後５～10 日間程度の観察）
・保護者への連絡または，来校，家庭訪問</td><td>・説諭による短時間の指導
・授業反省指導
（指導後５～10 日間程度の観察）</td></tr>
<tr><td>適用行為</td><td>指　導</td></tr>
<tr><td>・学校が教育上指導を必要とすると判断した行為
・本校の規則に違反する行為
※指導過程で反省が見られない場合，２回目または繰り返しの行為は指導２を適用する。</td><td>学級担任
学年担任
学年生徒指導部</td></tr>
</table>

指導段階	指導内容	期　間
指導２	・事実確認 ・反省文の作成（今後の生活について） ・保護者への連絡および来校，家庭訪問 ・専門諸機関との連携 （警察・子ども家庭センターなど） ・本人への説諭による指導 ・別室反省指導（1～10 日以内） ・授業反省指導（指導後 10 日間の観察）	・説諭による短時間の指導 ・別室反省指導 （１～10 日以内） ・授業反省指導 （指導後 10 日間程度の観察）
	適用行為	指　導
	・法令，法規に違反する行為 ・指導１を行って，反省が見られなかった場合。	学級担任 学年担任 学年生徒指導部 生徒指導主事 学校長等

※必要に応じて，SC との連携および面談を設定する。

※１　ただし，その他の問題行動の程度や繰り返し等により，指導段階をあげたり，指導期間を変更することがある。

※２　反省指導は，原則として学校反省とする。（※ただし，特別な場合は除く）

※３　反省指導は，登校させて別室で行う別室反省指導と通常の学校生活（学級生活）で行う授業反省指導がある。

※４　別室反省指導期間中にある定期テスト等は別室で受験する場合もある。

※５　別室反省指導期間中にある学校行事や部活動および部活動の公式大会へは，不参加の場合もある。

第４章　附則

第 25 条

本規程の施行は，次の通りとする。

・平成２４年　４月　２日　より施行する。
・平成２４年　９月　３日より一部改正し，施行する。
・平成２５年　７月１９日より一部改正し，施行する。
・平成２７年　４月　１日より一部改正し，施行する。
・平成２８年　４月　４日より一部改正し，施行する。
・平成２９年　４月　３日より一部改正し，施行する。
・平成３０年　４月　３日より一部改正し，施行する。
・平成３１年　４月　３日より一部改正し，施行する。
・令和　２年　４月　１日より一部改正し，施行する。
・令和　３年　４月　１日より一部改正し，施行する。